

非常災害時の対応についてのご案内

非常災害発生時には、安全の確保を最優先するために下記の対応をさせていただきます。保護者の皆様におかれましては、非常災害が予想される又は、発生した際にご自宅若しくは緊急連絡先にて何時でもご連絡が取れる様にご配慮下さい。

※基本的には警報が発令された時点で、受け入れは困難である事と考えてください。

非常災害の恐れのある場合の対応について

1. 学校が自然災害の影響で休校になった場合
2. 学校授業開始までに警報が発令され、臨時休業になった場合
3. 授業開始後、警報により一斉下校になった場合
4. ガリレオ到着後、警報が発令された場合

(対応方法)

1～4ともに、気象庁発表の天気予報を時間毎に都度確認。現状の雨・風・雪等の様子も熟慮した上で、事業所内が安全であると管理者が判断した場合は特別に受け入れを行う。しかし、スタッフが交通機関の影響等で勤務に来られない場合。また、事業所運営のための最低基準の職員配置が整わなければ、事業所を閉鎖する。

時間の目安 1・2の場合. 10:00受入れの可否を決定し、順次受入れ。
3の場合. 12:00受入れの可否を決定し、13:00よりの受入れ。
4. その時点での状況を判断し、受入れ可否の決定。施設内の安全が確保されない場合は速やかに保護者に連絡を入れ、お迎えに来ていただきます。

非常災害時、児童受け入れを希望する保護者は上記の時間を目安にその旨を事業所の方に連絡を入れ、事業所で判断した結果を伝える。また、受け入れ可能であっても警報時の特別対応のため、車での送迎はお子様の安全確保最優先のため、事業所では行わない。保護者が責任を持って当事業所までの送迎をおこなうこととする。震度4以上の地震発生の際にも上記で記載している内容と同様の対応で行う。いずれも当事業所で預かる場合は、責任の所在を明確化する為に、デイサービス預かりの承諾書にサイン・捺印を頂く。

※ 特別警報が発令された場合は、その事実が発表された時点で、事業所閉鎖とする。
お子さまがガリレオ利用中に特別警報が発令された場合は速やかに全ての保護者に連絡を入れ、保護者が安全な状態で迎えに来ることとする

承諾書

日本気象協会発表の天気予報・地震速報で、警報が発令されている場合のガリレオ受け入れについて、送迎中や療育室内での非常災害での不慮の事故が起きた場合の責任の所在について、ガリレオ事業所に一切の責任を負わないことを承諾致します。

令和 年 月 日

利用者氏名 保護者氏名 印
